

第 4 部 火災事故災害対策編

第1章 火災対策予防

第1節 予防対策

計画の目的

町、消防機関は、連携して防火思想の普及徹底、消防体制の充実強化を図り、火災の被害の未然防止や軽減を図る。

【担当】○地域安全課 産業課 消防団

住民の役割

第1 火災予防の推進

1 家庭での火災予防

- (1) 家庭用消火器(1階と2階にそれぞれ)の設置、及び消火器取扱訓練の実施
- (2) 家庭用火災報知器の設置
- (3) タコ足配線の改善やトラッキング火災(コンセント部分にホコリが溜まりショートすることにより発生する火災)の防止
- (4) 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- (5) コンロを使用しているときは、その場を離れない
- (6) 子供にはマッチやライターで遊ばせない
- (7) 風の強い時は、たき火をしない
- (8) ストーブの周りには、燃えやすい物を置かない
- (9) 家屋及び台所付近の難燃化
- (10) 寝具やカーテンの難燃化
- (11) 放火防止のため、家の周囲に可燃物を置かない

第2 林野火災予防対策の推進

1 発生原因別対策

(1) 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者は、次の事項を遵守する。

①火災防止標識板の設置による防火意識の啓発

②火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止

③危険時期等における入山の制限

(2) 火入れ対策

火入れによる失火の防止に努める。

第23 被害軽減の推進

1 避難経路の確保

- (1) 寝室から戸口までの通路上の障害物除去

- (2) 出入口付近の障害物除去

事業所の役割

第1 自衛消防力の強化

- (1) 自衛消防組織の確立

工場や危険物施設等においては、火災初期における活動の重要性が益々高まってきおり、自衛消防組織を確立強化し、火災に対する初動体制を整備する。

- (2) 消防用設備等の整備充実

火災初期における消火、速やかな火災発生の通知、避難の実施、また消防隊に対する利便の提供などのため、工場等の消防法第17条に規定する防火対象物の管理者は、消防用設備等を充実維持させ、火災による被害の軽減に努める。

町等の役割

第1 火災予防対策に関する指導【地域安全課・消防本部・消防団】

1 火災予防の徹底

- (1) ~~一般家庭に対する指導~~ 防火知識の普及啓発

町、消防機関、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種の事業を通して火災報知器の普及や消火訓練など消火器の取扱方法等の指導を行い、火災の防止と初期消火についての的確な知識の普及を図る。

また、林野火災は、森林への入山者一人ひとりが火の取り扱いを注意することによってその大部分を防止することができるため、モラルの向上等防火意識の徹底を図る。

① 広報活動の推進

ア 広報車による巡回広報、広報紙、ポスター、チラシ等の配布

イ 学校等を通じた広報

ウ 林野火災予防標識、立看板等による啓発

エ テレビ、ラジオ、新聞等を通じた啓発

② 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を啓発する。

ア 火災防止標識板の設置による防火意識の啓発

イ 火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止

ウ 危険時期等における入山の制限

③ 火入れ対策

火入れに当たって、町・防災関係機関は、高根沢町火入れに関する条例・塩谷広域行政組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

- (2) 防火管理者の育成

消防機関本部は、学校、病院、工場棟の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に対して消防計画の策定、消火通報及び防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し資質の向上を図る。

(3) 予防査察の強化、指導

消防本部は、消防法の規定により、消防対象物に対して予防査察を実施しに規定する山林、建築物、その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に太一入り検査を実施し、区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、自主防火体制の整備について関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

(4) 防火基準適合表示制度等の推進

不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化、消防設備等の設置を促進し、防火基準適合表示制度の推進を図る。

(5) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(6) 入山者等への防火意識の啓発

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取り扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民などの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

(7) 森林保全巡視活動

町は、県や林業関係者と連携し、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

第2 消防力の整備強化【地域安全課・消防本部・消防団】

1 消防組織の充実強化

町及び消防機関は、消防団員の減少やサラリーマン化等の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防用設備等の整備充実

町及び消防機関は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いため、河川等の自然水利を利用した消防水利の整備や耐震性のある防火水槽等の設置など、多様な水利を確保するよう努める。

(1) 河川水の緊急利用

河川水の利用について調査・検討を行い、消防水利として有効利用を図る。

(2) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点、学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性のある貯水槽や防火水槽等の整備並びにプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。また、防火用井戸の設置も促進する。

4 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

工場や危険物施設等においては、火災初期における活動の重要性が益々高まってきており、町及び消防機関は、施設の管理者に対して自衛消防組織の確立強化を促し、火災に対する初動体制を整備するよう指導する。

(2) 消防用設備等の整備充実

火災初期における消火、速やかな火災発生の通知、避難の実施、また消防隊に対する利便の提供などのため、学校や工場等の防火対象物の関係者に対し、消防法第 17 条に規定する消防用設備等を充実、維持させることにより、火災による被害の軽減に努めるよう指導する。

第 3 自主防災活動の推進【地域安全課・消防本部・消防団】

1 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、町は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

2 地域防災活動推進員の配置

町は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、地域防災活動推進員を配置するものとする。また、県（県民生活部）は、町に対し、地域防災活動推進員の配置に対する支援を行う。

3 婦人防火クラブ等の育成強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブ等の育成強化を推進する。また、県（県民生活部）は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

4 人的ネットワークの形成【地域安全課】

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は県の協力を得て、消防・警察等の防災関係機関、自主防災組織・婦人防火クラブ等の地域組織・民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第 4 消火活動体制の整備【地域安全課】

1 予防計画の策定

町長は、関係機関・住民の協力を得て、火災予防・消火体制の整備を図るなど

計画的に実施できるよう林野火災予防計画を策定する。

2 消火用資機材等の整備

(1) 空中消火用水利の確保

町、消防機関は空中消火の実施に際して必要となる水利について検討・選定するとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等による水利の確保・整備に努める。

(2) 林野火災消火用機械器具の整備

町・関係機関等は、林野火災が発生した場合に初期消火活動が迅速に行えるよう林野火災消火用機械器具を整備しておく。また、山林内の水利の現状を把握し、緊急時における迅速な水利を確保する。

第2節 火災に強い地域づくり

計画の目的

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

【担当】○地域安全課 環境課 都市整備課 産業課 学校教育課 生涯学習課
消防団

町等の役割

第1 火災に強いまちづくり【地域安全課・都市整備課】

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるためには、防災安全空間づくりのための総合的な計画の策定を実施することが重要である。本町は、県の指導のもと、次の事業の実施を図るものとする。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は災害発生時における町民の生命・財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進等

防災上の観点を踏まえながら、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、町マスタープランに基づき、町は災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

第2 火災に強い都市の形成【地域安全課・都市整備課・学校教育課・生涯学習課】

1 災害に強い都市構造の形成

町は避難路・避難場所や避難所・延焼遮断帯・防火活動拠点ともなる幹線道路・都市公園・河川・緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、町及び事業者等は高層建築物や医療用建築物等について、各々の整備計画に基づきヘリコプターの屋外緊急離着陸場、又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

町は避難場所や避難所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼防止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い

緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼防止機能等についての普及啓発を図り、家庭・事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第3 野外堆積物対策【地域安全課・環境課】

町及び消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県廃棄物担当部局等と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備【産業課】

1 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

町は林野火災延焼防止のため、林緑や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化【地域安全課・生涯学習課・消防本部】

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

町、消防署及び事業者は多数の人が出入りする事業所について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建築火災安全対策の充実

町、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたことから、町は設置及び維持管理に関する基準を設けて、消防署・消防本部との連携を図り、住宅用火災警報器設置の推進を図る

4 文化財等の安全対策

町は町民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

(1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導・助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた防火管理や、収蔵庫・火災報知器・消火栓・避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。

また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意

識の高揚を図る。

- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として文化財防火巡回指導を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第2章 火災応急対策

第21節 応急対策

計画の目的

町及び消防機関は、火災が発生した場合、消防機関は現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、住民や事業者等の協力を得ながら消防活動を行うとともに、災害状況によっては、県、他の地域からの応援を得て、消防活動を実施する。

【担当】○地域安全課 産業課 消防団

各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・住民による初期消火 ・被災状況の情報収集、及び分析 ・通報等による消火活動 ・被災者の救助救出活動
発生から 3 時間以内	・多発火災による広域応援要請 ・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	・緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請
発生から 72 時間（3 日）以内	・災害状況により応援増員要請
発生から 1 週間以内	

県の役割

第1 災害対策に対する応援

1 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県（総務部）は消防組織法第44条第1項の規定により、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

災害等が発生した場合、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため差し迫った必要があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、町長又は消防本部消防長からの要請により県消防防災ヘリコプターの緊急運航を行う。

3 町への助言

県（各部局）は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

町等の役割

第 1 実施体制【地域安全課・産業課】

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

<u>体 制 等</u>	<u>災害の態様</u>	<u>体制の概要</u>	<u>備 考</u>
<u>警戒体制</u>	<u>大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合</u>	<u>災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制</u>	<u>地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。</u>
<u>第 1 非常配備</u>	<u>大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合</u>	<u>災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制</u>	<u>地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。</u>

2 災害警戒本部の設置

副町長は次の基準に該当するとき、高根沢町災害対策本部運営要領第 7 条（資料編参照）の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害警戒本部設置の基準

①大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれがある場合

②その他副町長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、震災対策編第 2 章に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

①災害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき

②災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき

③災害対策本部が設置されたとき

3 災害対策本部の設置

町長は次の基準に該当するとき、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

① 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合

② その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、震災対策編第 2 章に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したき解散する。

第12 情報の収集、伝達【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】

1 消防本部

(1) 初期情報の収集

火災発生の通報を受けた消防本部は、直ちに火災発生場所を確認し消防活動を実施するとともに、火災の発生、人的被害の状況等に関する情報収集に努める。

(2) 関係機関への緊急連絡

情報を元に、次のとおり関係機関に連絡し、必要に応じ所要の措置を要請する。

関係機関	主な要請内容
消 防 団	防災行政無線等により各分団に非常召集をかけ緊急出動をするための措置
関 係 市 町	電話等により連絡し、事前措置、被災者の保護対策に関する措置、警報の伝達、警告の措置
県（消防防災課）	消火活動等のための消防・防災ヘリコプターの緊急運行
警 察 署	警戒区域内への立ち入りの規制及び交通規制に関する措置
近 隣 消 防 本 部	相互応援協定に基づく応援準備措置

(3) 県等への報告

~~「火災・災害等即報要領」の即報基準に基づき、速やかに県に報告する。~~

~~①火災発生直後~~

~~ア 被害規模を把握するために必要な情報~~

~~イ 火災の規模、延焼拡大の状況~~

~~ウ 人的被害の有無~~

~~エ 消防水利の状況~~

~~②その後の段階~~

~~ア 火災の状況、延焼拡大の状況~~

~~イ 消火活動の状況、今後の見込み~~

~~ウ 地域住民の被害の状況~~

~~エ その他必要な情報~~

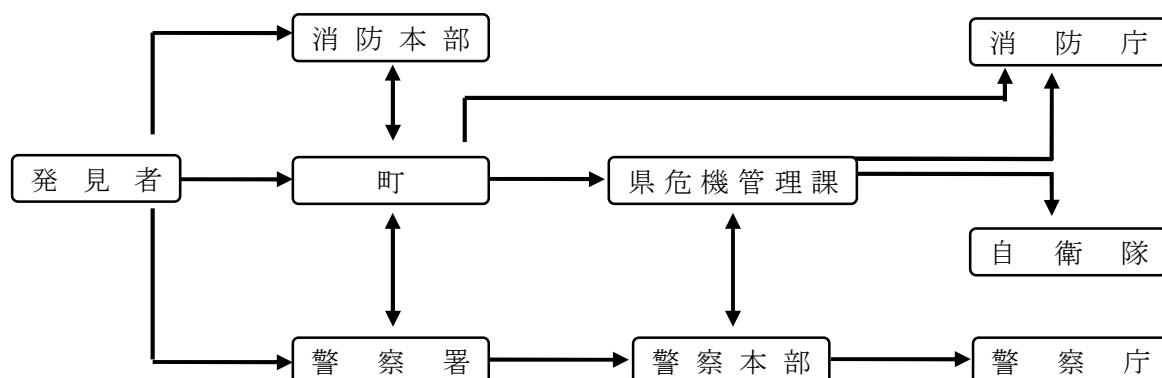
町及び消防本部は、大規模火災又は林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

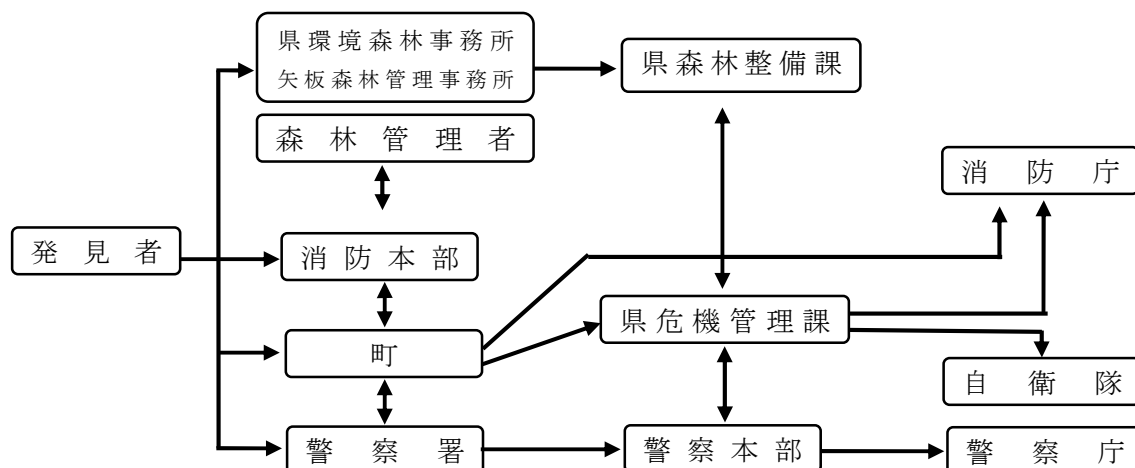
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がと

れるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

参考 大規模な火災情報の収集・伝達系統



参考 林野火災情報の収集・伝達系統



2 警戒体制の措置

気象条件により、林野火災が発生するおそれがある場合、町（消防機関を含む）は次のような警戒を行う。

(1) 危険気象状況等に対する警戒【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】

気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、住民や入林者等に対して火気取り扱いに関する注意を促すよう努める。知事から火災気象通報を受けたときや気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令し屋外での火気の使用を制限する等の措置を講じる。また、山林内の水利の現況（周囲の障害物や貯水量等）を把握し、緊急時における迅速な利水を確保する。

(2) 森林パトロールの強化【産業課・消防本部・消防団】

町、消防本部・消防団等による森林パトロールを強化し、付近の住民や入林者に対して林野火災防止の注意を促すよう努める。

3 緊急連絡【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】

(1) 町、消防本部の緊急連絡

通報を受けた町、消防本部は、直ちに火災場所を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し所要の措置を要請する。

<u>関 係 機 関</u>	<u>主 な 要 請 等 の 内 容</u>
<u>消 防 団</u>	<u>消火活動、飛び火等による延焼警戒や地域住民、入林者等の避難誘導のための措置</u>
<u>関 係 市 町</u>	<u>地域住民、入林者等の避難誘導等安全確保のための措置</u>
<u>県（消防防災課）</u>	<u>被害状況の把握、消火活動のための消防・防災ヘリコプターの緊急運航</u>
<u>森林の管理者（森林管理署、森林組合等）</u>	<u>森林内の作業員の安全確保のための措置、消火活動への協力</u>
<u>警 察 署</u>	<u>地域住民や入林者等の避難誘導等安全確保のための措置、消火活動のための交通規制の実施</u>
<u>近 隣 消 防 本 部</u>	<u>消火活動の協力（火災が複数の消防本部にまたがる場合又はそのおそれがある場合）</u>

第 3 避難【地域安全課・産業課】

1 住民に対する避難の勧告、指示

(1) 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防機関等から、森林内火災発生の通報を受けたときは、入林者は速やかに退去する。

(2) 住民の避難

町長が、火災の延焼により住民等に危険が及ぶと判断し、地域住民に対して避難勧告等があったときは、警察等の指示があったときは警察等の指示に従い、指示がなかったときは、地形や風向きに注意して安全な場所に避難する。

第 24 町・消防機関等による消防活動【地域安全課・消防本部・消防団】

1 町・消防本部の消火活動【地域安全課・消防本部】

消防本部は、「塩谷広域行政組合消防本部消防計画」に基づき統制ある消防活動を行い、火災防ぎょ活動を実施する。

(1) 火災状況の把握

消防活動に際しては、119 番通報、消防無線、参集職員等により情報を収集し、被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防無線通信網を効果的に運用し、消防団と消防本部との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 同時多発火災への対応

①消防水利の確保

町は、同時多発火災に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・ため池等の自然水からの取水等、消防水利の多様化に努める。

②市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性が実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。大工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、消防隊を集中して消火活動にあたる。

③飛火警戒の実施

現地指揮本部を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第一次火災によって発生する第二次、第三次火災の警戒にあたる。

④消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止又は制限する。

⑤救急救助活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携のうえ、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

2 消防団による消火活動【消防団】

(1) 出火防止

事故等の発生により火災等の災害発生が予想された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止策（火気の停止、ガス、電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。また、損壊家屋、避難後の留守宅の通電時の出火等、警戒活動を行う。

①警戒出動

火災注意報又は警報が発生した場合、その他特殊な事情により警戒出動を要請する場合には、直ちに当該分団長に警戒要員の出動を要請する。分団長はあらかじめ分団員のなかから要員及び責任者を指名しておき、出動の要請を受けた場合は、電話及び防災行政無線（同報系）、携帯電話向け電子メール、防災行政無線（移動系）その他の方法により直ちに出動を命ずるものとする。

②火災出動

火災が延焼拡大し、もしくは拡大するおそれがある場合、並びに延焼阻止の見通しがつかない場合は、全団員の出動を要請する。

(3) 救急救助

消防機関による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い安全な場所へ搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請【地域安全課】

災害等が発生した場合、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため差し迫った必要があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、町長又は所轄消防本部消防長が県（総務部）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

第 35 他消防機関に対する応援要請【地域安全課】

1 消防相互応援

消防団及び消防本部では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援計画」等により塩谷広域消防本部消防長が町長及び知事に報告のうえ、地区代表消防機関の消防長に連絡し応援を要請する。

2 その他の協定

上記 1 による他、町で個別に締結している協定に基づき応援を要請する。

3 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県（県民生活部消防防災課）に消防組織法第 44 条第 1 項の規定により、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請依頼する。

4 自衛隊の派遣要請

町長は、必要があると認めるときは知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

第 2 節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 災害救助法の適用 第 5 節を準用する。」

第 3 節 施設、設備の応急対策

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第4節 広報対策

計画の目的

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

【担当】○ 総務課 企画課 地域安全課

町等の役割

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第1 情報発信【企画課・地域安全課】

町及び関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応【総務課・地域安全課】

町は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第3章 復旧

第1節 復旧

計画の目的

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、町や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

【担当】○ 地域安全課 産業課

町等の役割

第1 施設の復旧

町及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

町及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

2 章 林野火災対策

第 1 節 予防対策

計画の目的

林野火災はいつたん発生すると立地条件等から短時間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火し難い。このため、町、県、森林関係者は、関係機関・地域住民の協力を得て火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策に万全を期す。

【担当】○産業課 地域安全課

住民の役割

第 1 予防対策の推進

1 発生原因別対策

(1) 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者は、次の事項を遵守する。

①火災防止標識板の設置による防火意識の啓発

②火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止

③危険時期等における入山の制限

(2) 火入れ対策

火入れによる失火の防止に努める。

町等の役割

第 1 予防対策の推進【産業課・地域安全課】

町は県・関係機関・森林所有者との協力により、相互に連携し次の対策を推進する。

1 防火意識の普及啓発

林野火災は、森林への入山者一人ひとりが火の取り扱いを注意することによってその大部分を防止することができるため、モラルの向上等防火意識の徹底を図る。

(1) 広報活動の推進

①広報車による巡回広報、広報紙、ポスター、チラシ等の配布

②学校等を通じた広報

③林野火災予防標識、立看板等による啓発

④テレビ、ラジオ、新聞等を通じた啓発

2 発生原因別対策

(1) 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を啓発する。

①火災防止標識板の設置による防火意識の啓発

②火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止

③危険時期等における入山の制限

(2) 火入れ対策

火入れに当たって、町・防災関係機関は、高根沢町火入れに関する条例・塩谷広域行政組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

第2 消火活動体制の整備【地域安全課】

1 予防計画の策定

町長は、関係機関・住民の協力を得て、火災予防・消火体制の整備を図るなど計画的に実施できるよう林野火災予防計画を策定する。

2 消火用資機材等の整備

(1) 空中消火用水利の確保

町、消防機関は空中消火の実施に際して必要となる水利について検討・選定するとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等による水利の確保・整備に努める。

(2) 林野火災消火用機械器具の整備

町・関係機関等は、林野火災が発生した場合に初期消火活動が迅速に行えるよう林野火災消火用機械器具を整備しておく。また、山林内の水利の現状を把握し、緊急時における迅速な水利を確保する。

参考

— 林野火災に関する予警報（県南部平地基準） —
 — 1 宇都宮地方気象台等から発表される林野火災に関する予警報の内容は、次のとおりである。 —

— (1) 気象注意報・警報（気象業務法第13条の規定に基づき宇都宮地方気象台が発表） —

強風注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的な基準は、平均風速が12m/s以上になると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険性が大きいと予想される場合 具体的な基準は、実効湿度60%以下で最小湿度30%以下になると予想される場合
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こると予想される場合 具体的な基準は、平均風速が20m/s以上

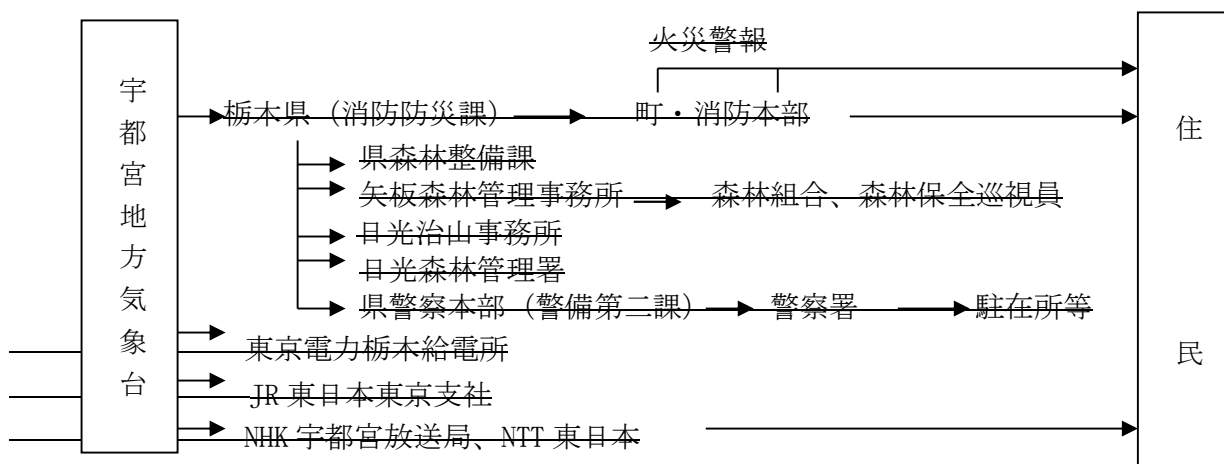
— (2) 火災気象通報（消防法第22条第1項の規定に基づき宇都宮地方気象台が通報） —

火災気象通報	1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が30%以下になる見込み 2 平均風速が12m/s以上吹く見込み 3 実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下となり、平均風速が8m/s以上吹く見込み
--------	--

— (3) 火災警報（消防法第22条第3項の規定に基づき町長が発令） —

火災警報	町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発する。
------	---

— 2 予警報の伝達 —



第2節 応急対策

計画の目的

—町、消防機関、森林所有者・管理者、地域住民、県その他関係機関は、連携して防火意識の普及啓発、巡視を実施するとともに消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期する。—

—【担当】○地域安全課 住民課 産業課 消防団

各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・住民による初期消火 ・被災状況の情報収集、及び分析 ・通報等による消火活動 ・被災者の救助救出活動
発生から 3 時間以内	・多発火災による広域応援要請 ・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	・緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請
発生から 72 時間（3 日）以内	・災害状況により応援増員要請
発生から 1 週間以内	

住民の役割

第1 通報

— 1 出火の発見・通報

— (1) 発見者の通報義務

—— 山林等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防本部又は町等に通報しなければならない。また、火災発生初期にあつては危険のない範囲内で消防隊到着までの間、地域住民等と協力して初期消火活動にあたる。

第2 避難

— 1 住民に対する避難の勧告、指示

— (1) 森林内の滞在者の退去

—— 町・警察・消防機関等から、森林内火災発生の通報を受けたときは、入林者は速やかに退去する。

— (2) 住民の避難

—— 町長が、火災の延焼により住民等に危険が及ぶと判断し、地域住民に対して避難勧告等があつたときは、警察等の指示があつたときは警察等の指示に従い、指示がなかったときは、地形や風向きに注意して安全な場所に避難する。

町等の役割

第1 災害情報の収集、伝達

— 1 警戒体制の措置

— 気象条件により、林野火災が発生するおそれがある場合、町（消防機関を含む）は次のような警戒を行う。

— (1) 危険気象状況等に対する警戒【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】—

— 気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、住民や入林者等に対して火気取り扱いに関する注意を促すよう努める。知事から火災気象通報を受けたときや気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令し屋外での火気の使用を制限する等の措置を講じる。また、山林内の水利の現況（周囲の障害物や貯水量等）を把握し、緊急時における迅速な利水を確保する。

— (2) 森林パトロールの強化【産業課・消防本部・消防団】—

— 町、消防本部・消防団等による森林パトロールを強化し、付近の住民や入林者に対して林野火災防止の注意を促すよう努める。

— 2 緊急連絡【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】—

— (1) 町、消防本部の緊急連絡

— 通報を受けた町、消防本部は、直ちに出火場所を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し所要の措置を要請する。

関 係 機 関	主 な 要 請 等 の 内 容
消 防 団	消火活動、飛び火等による延焼警戒や地域住民、入林者等の避難誘導のための措置
関 係 市 町	地域住民、入林者等の避難誘導等安全確保のための措置
県（消防防災課）	被害状況の把握、消火活動のための消防・防災ヘリコプターの緊急運航
森林の管理者（森林管理署、森林組合等）	森林内の作業員の安全確保のための措置、消火活動への協力
警 察 署	地域住民や入林者等の避難誘導等安全確保のための措置、消火活動のための交通規制の実施
近 隣 消 防 本 部	消火活動の協力（火災が複数の消防本部にまたがる場合又はそのおそれがある場合）

— (3) 県への連絡

— 町及び消防本部は、林野火災発生を覚知したときは、火災の規模、延焼拡大の状況等の早期把握に努め、次により速やかに県に報告する。

— ① 県へ報告すべき林野火災

— 「火災・災害等即報要領」即報基準に該当する場合

— ② 報告する内容

— ア 火災発生直後

— ・被害規模を把握するために必要な概括的な情報

- ・火災の規模、延焼拡大の状況
- ・人的被害の有無、家屋等建物被害の有無
- ・消防水利の状況
- ・民家の有無等火災現場付近の状況
- イ その後の段階
- ・火災の状況、延焼拡大の状況
- ・消火活動の状況、今後の見込み
- ・地域住民の避難の状況
- ・その他必要な情報

—— 第2 林野火災応急対策【地域安全課・住民課・消防本部・消防団】——

—— 1 消防団の活動

- 消防団は、消火活動を実施し、飛び火等による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点への誘導を行い消防隊と協力して消火活動にあたる。

—— 2 消防本部の活動

—— (1) 消火活動の実施

- 消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、ジェットシューター等を使った大海戦術による消火、県消防・防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

—— (2) 現地指揮本部の設置

- 火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現場指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向・地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

—— 3 応援要請

—— (1) 町の対応【地域安全課】——

—— ①消防相互応援協定等に基づく応援要請

- 町の消防力では十分な対応が困難と判断される場合には、消防相互応援協定に基づき、県内の他の消防本部に対して応援を要請する。

—— ②他県等のヘリコプター・緊急消防援助隊の出動要請

- 県消防・防災ヘリコプターだけでは対処できない場合には、県に対し、他県等の消防・防災ヘリコプターの派遣要請や緊急消防援助隊の要請依頼を行う。

—— (2) 自衛隊の派遣要請【住民課】——

- 町長は、当該林野火災への対処が困難な場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けて必要と認めた場合には自衛隊に対し災害

~~派遣を要請する。~~

~~4 住民に対する避難の勧告、指示【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】~~

~~(1) 森林内の滞在者の退去~~

~~町・警察・消防機関等は、火災発生通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、入林者に速やかに退去するよう呼びかける。~~

~~(2) 住民の避難~~

~~町長は、火災の延焼により住民等に危険が及ぶと判断したときは地域住民に対して避難勧告等を行い、警察等と協力して安全な場所に避難させる。~~

第3章 ライフライン等災害対策

第1節 ライフライン等災害応急対策

計画の目的

—災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に大きな影響を及ぼす施設の早期復旧のため、各施設の管理者は、防災等関係機関と連携し、適切な応急対策を行う。

【担当】○都市整備課—上下水道課

各段階における業務の内容

発生から—1時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析
発生から—3時間以内	・道路損傷調査 ・浄水、及び配水施設の被災状況確認を開始
発生から—6時間以内	・建設業協会等に障害物除去を依頼 ・道路等の破損箇所の通行規制 ・道路等の破損箇所の応急修理 ・被害を受けた上水道施設設備の送水停止 ・被害を受けた下水施設の使用者に使用停止協力を依頼
発生から1-2時間以内	・被災状況により、日本水道協会等の応援協力機関へ救援要請
発生から2-4時間以内	・応急復旧計画作成 ・上水及び下水道施設の応急復旧開始
発生から7-24時間（3日）以内	・送水管、配水管及び汚水管の応急復旧開始
発生から—1週間以内	

事業所の役割

第1 鉄道施設【鉄道事業者】

—鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

—また、事故発生時に迅速に対応できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

第2 電力施設【電気事業者】

—電力事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、電力施設の早期復旧に努める。

—また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、早期復旧に努める。

~~第3 電気通信設備【電気通信事業者】~~

~~—— 通信事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、通信施設の早期復旧に努める。~~

~~また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、仮設電話の設置や早期復旧に努める。~~

~~第4 ガス【ガス供給事業者】~~

~~—— ガス事業者は災害時の住民生活等における役割を認識して、ガスの早期供給に努める。~~

~~また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、早期供給に努める。~~

町等の役割

~~第1 道路施設【都市整備課】~~

~~—— 1 被害情報の収集~~

~~—— 道路パトロールカーによる巡視、発見者通報等により、必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、その他の県道等についても、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。~~

~~—— 2 応急措置~~

~~—— (1) あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び資機材等を活用し、障害物除去を行う。~~

~~—— (2) 応急作業~~

~~—— 応急復旧に当たっては、関係機関等が迅速な協力体制をもって実施する。また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて交通確保を図る。~~

~~—— なお、応急作業に当たっては以下の事項に留意する。~~

~~—— ①緊急輸送道路を優先し行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、応急復旧すべき道路を決定する。~~

~~—— ②警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた道路の応急復旧を行う。~~

~~—— ③道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。~~

~~—— ④応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。~~

~~—— ⑤災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次被害の防止に努める。~~

~~—— (3) 道路情報の提供~~

——災害発生場所、被害状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

~~第2 上下水道施設【上下水道課】~~

——町は、災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、迅速な復旧が行えるように努める。

~~1 上水道施設~~

~~(1) 被害情報の収集、伝達~~

——水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに住民に周知するとともに、県その他関係機関に通報する。

~~(2) 応急措置~~

——上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

~~① 工事業者への協力依頼~~

——被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

——主要施設については、あらかじめ工事業者を選定し被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

~~② 送配水管等の復旧手順~~

~~ア 送配水管の復旧~~

——応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送水管を復旧し、配水池の水量確保と補給を行う。

——配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

~~イ 臨時給水栓の設置~~

——被災しない配水管、復旧された配水管でなるべく避難所に近い公設消火栓に、臨時給水栓を設置する。

——臨時給水栓の設置の際は、消防機関に通報し消火活動の障害にならないように努める。

~~③ 仮設配水管の設置~~

——被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合、仮設配水管を布設する。

~~④ 通水作業~~

——応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

~~(3) 広報~~

——給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害発生に際しては広報活動によりその場所を住民に知らせる。

~~(4) 応援の依頼~~

~~—— 水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。~~

~~—— 2 下水道施設~~

~~—— (1) 被害情報の収集、伝達~~

~~—— 下水道管理者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。~~

~~—— 巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。~~

~~—— 被害があった場合は、状況に応じて速やかに住民に周知するとともに、県その他関係機関に通知する。~~

~~—— (2) 応急措置~~

~~—— ① 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は二次災害の発生のおそれがある箇所安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。~~

~~—— ② 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管渠等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。~~

~~ア 応急復旧の緊急度、工法の検討~~

~~イ 復旧資材、作業員の確保~~

~~ウ 技術者の確保~~

~~エ 復旧財源の措置~~